

昭島市交通安全計画(素案)に関するパブリックコメントの結果について

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
1	6	第3章第1項 (3)	市内には細い道がたくさん存在します。これらを地域住民と協議し、一方通行化や歩道区分の明確化を進めてほしい。特にアキシマエンスから中神駅踏切までの通りは人、自転車、車が双方向で往来しており危険きわまりない。	一方通行化には周辺住民の同意のほか、原則として付近に迂回路があることが前提となりますが、一方通行にすることにより車両通行速度が速くなり更なる危険度が増すことも懸念されるため、交通管理者の意見を聞きながら慎重に検討する必要があります。また、歩道区分の明確化に関しては路側帯やカラー舗装の整備に努めてまいります。
2	8	第3章第4項 (5)	美堀町の八高線ガードは小さく狭いので車1台がかろうじて通過できる。行き来する車同士が頻繁に鉢合わせて、何時も事故やトラブルが起こる。	当該箇所も含めた市内の交通安全施設整備に関しては、必要箇所ごとにどのような対策が図れるか交通管理者とも十分協議しながら検討してまいります。
3	8	第3章第4項 (5)	生活道路に通り抜けの車両が増えたことから事故も多く、家からなかなか出られないときがある。しっかりした生活道路の確保のために、通り抜け車両に対する対応を追加してほしい。	通り抜け車両に限らず、事故が多発する箇所の対応につきましては、交通管理者と連携しながら対策を実施する計画としていることから現行の記載内容とさせていただきます。
4	9	第3章第6項	公共交通機関利用の促進に(2)があるのでしょうか。	公共交通機関利用の促進に(2)の記載はないため、ご意見を受けて記述を修正させていただきます。
5	10	第4章第2項 (1)	救急車両が通過しようとしている際に、大勢の人が横断歩道を渡っていたり、自転車で渡ろうとしている児童がいるため、「救急車両に対する教育」を追加してほしい。	子供に交通安全のルールやマナーを教えるためには、まず親や大人が手本を示すことが大切となるため、適切な指導ができるよう昭島警察署とも連携しながら啓発活動や交通安全講習会等の実施に努めてまいります。
6	13	第5章第2項 (1)(2)	①自転車利用者の増加②スピードの出しすぎ③スマートフォンを使用しながらの運転などの理由により、自転車事故が多いことから、取り締まりの強化や啓蒙教育活動をしっかりと実施してほしい。	関係団体等と連携し、啓発教育活動を確実に実施できるよう計画するとともに、取り締まりの強化について昭島警察署に要請してまいります。
7	15	第6章第2項	自転車用ヘルメットを着用していない児童生徒を多く見ます。自転車用ヘルメットは転倒や事故の際に頭の保護に有効であるため、ヘルメット着用の義務化への推進を加えてほしい。	道路交通法及び東京都の条例ではヘルメットの着用については努力義務とされていることから、本計画におきましても第4章第2項(7)自転車利用者に対する交通安全教育の項目に記載のとおり、全ての自転車利用者に対してヘルメット等の利用促進とさせていただきます。
8	—	その他	交通安全は行政(市・警察)だけで頑張っても限界がある。もっと自治会や交通安全協会等の市民を巻き込んだ活動に力を入れてほしい。	自治会連合会や交通安全協会等の代表が委員を務める昭島市交通安全対策連絡協議会を通じて関係団体の皆様のご協力を得ながら交通安全活動に引き続き取り組んでまいります。